

○国立大学法人筑波技術大学役員給与規程

〔平成17年10月3日〕
〔規程第45号〕

最終改正 平24年3月14日規程第17号

国立大学法人筑波技術大学役員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学の役員給与の支給について定めることを目的とする。

(役員給与)

第2条 役員給与は、常勤役員については、本給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当及び期末特別手当とし、非常勤役員については、非常勤役員手当とする。

(給与支給日)

第3条 役員給与(期末特別手当を除く。)は、毎月17日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、15日(15日が休日に当たるときは、18日)、支給日が土曜日に当たるときは、16日に支給する。

(本給)

第4条 常勤役員の本給月額、別表の役員本給表を適用し、次の各号に掲げる範囲内で学長が決定する。

- (1) 学長 3号俸から6号俸
- (2) 理事 1号俸から3号俸

(地域手当)

第5条 地域手当は、国立大学法人筑波技術大学職員給与規程(平成17年規程第46号。以下、「職員給与規程」という。)第27条第1項の規定に準じて常勤役員に支給する。

2 地域手当の月額、当該役員が受けるべき本給の月額に、職員給与規程第27条に規定する割合を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、職員給与規程第29条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

- 2 通勤手当の月額、職員給与規程第29条第2項に規定する額とする。
- 3 その他通勤手当の支給に関しては、職員給与規程を準用して決定する。

(単身赴任手当)

第7条 単身赴任手当は、職員給与規程第30条第1項に規定する支給要件に該当する常勤役員に支給する。

- 2 単身赴任手当の月額、職員給与規程第30条第2項に規定する額とする。
- 3 その他単身赴任手当の支給に関しては、職員給与規程を準用して決定する。

(期末特別手当)

第8条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤役員に対して、それぞれ学長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。

- 2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき本給の月額(本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額)に、当該本給の月額に100分の45を乗じて得た額を加えた合計額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の155を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

- 3 前項の規定による期末特別手当の額は、各役員の業績を考慮し、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

(非常勤役員手当)

第9条 非常勤役員手当は、次のとおりとする。

- (1) 理事 日額33,000円
- (2) 監事 日額26,000円

(月の中で就任又は退職した場合の給与)

第10条 月の初日以外の日において新たに就任した役員に就任当月分の給与(通勤手当及び期末特別手当を除く。以下この条及び次条において同じ。)を支給する場合は、給与の日額に月の初日からその者が役員となった日の前日に至るまでの日曜日、土曜日以外の日の数を乗じて得た額を給与月額から控除する。

- 2 月の末日以外の日において退職した役員に退職当月分の給与を支給する場合は、給与の日額に、その者が退職した日の翌日から月の末日に至るまでの日曜日以外の日数を乗じて得た額を給与月額から控除する。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の給与は、当月分の給与月額の全額を支給する。

(給与の日額)

第11条 前条に規定する給与の日額は、給与月額を当該月の日曜日以外の日数で除して得た額とする。

(給与の支払方法)

第12条 役員の給与は、その金額を現金で直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員が給与につき自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

第13条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(実施に必要な事項)

第14条 この規程の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。
- 2 第5条に規定する調整手当について、平成16年4月1日の前日において人事院規則9—103(暫定筑波研究学園都市移転手当)の適用を受けていた役員の施行日以降における同手当の支給については、同規則の適用があったものとして適用される支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 期末特別手当の在職期間については、平成17年12月1日を基準日とする場合、施行日前日までの国立大学法人筑波技術短期大学の役員として在職した期間も含めるものとする。
- 4 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

役 員 本 給 表

号	俸	本	給	月	額
1					647,000 円
2					720,000
3					776,000
4					834,000
5					912,000
6					984,000